

Title	中世諾威の農地世襲：グウラ民会法律書を中心として
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.1769(431)- 1801(463)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0431
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0431

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

註一五 淡谷圓次郎博士「人事管理」三七—三八頁。
註一六 桐原博士「勞務管理」三頁。

中世諾威の農地世襲

— グッラ民會法律書を中心として —

高 村 象 平

諾威における最古の傳承文書は、第十一世紀末に作成された Gulatingsbok 即ちグッレ地區の民會の法律書である(1)。この頃諾威には制法民會が三つあり、現在のドロントハイム(トロネム)一帯の北部地區に Frostating、ヘルゲン北方の西部地區に Gulating、東部の内陸地方及びヴィク地方に Eidsivating が、年一回又は數回開かれてゐた(2)。そして夫々の地區に適用された法律書の編纂は、グッラ民會のそれが最初であり、フロスタ民會法律書がこれに次いでゐるが(第十二世紀)、エイドシヅァ民會のものはその大部分が失はれて今日傳はつてゐない(3)。本稿は、グッラ民會法律書を中心として、當時の諾威農業の一斑、特に農地世襲について窺ふことを目的とする(4)。ところで、このグッラ民會の法律書にあらはれたところを以て、第十一、二世紀頃の諾威農業状態を考察する場合(5)、豫じめ注意せねばならぬ點が若干ある。いふまでもなくこの法律書は、謂ゆる北部ゲルマン系統のものであ

る⑥。この北部ゲルマニアに、ゲルマン人全體に共通する諸制度の根源を求めるとは、最近殊に獨逸の諸學者の好んで行ふところのやうである。その是非はいまここに問はないとしても、ゲルマン人の特性が彼等の故地に長く本源的形態のまま保存されたと做すことは、一應これを容認することが出来よう。例へば本稿の場合諸威の地理的位置を顧みただけでも、それが大陸(歐羅巴)と可成り隔絶された場所にある爲めに、民族移動やその他の文化接觸からの直接的影響を受けること比較的少かつたと考へられよう。従つて中世諸威の習俗乃至諸制度は、古ゲルマンの特質を少くとも或る程度保持するものであつたといへる。しかもヨオンセン教授のいはれるやうに、フロスタ民會法律書と異り、グッラ民會のそれが全く農村關係のもののみを取扱つてゐることからして⑦、この後者よりゲルマンの農制の特性を把えることは、或る程度まで可能であらう。但しそれが諸威化されたものであること、従つて古ゲルマンの色彩尙濃しとしても純粹なものではないことは、常に顧慮せねばならぬ點である。換言すれば、それは、飽くまでも「或る程度」といふ限定を伴ふのみならず、既に中世初期における諸威の對外貿易乃至海運業の繁榮、或は第九世紀から第十一世紀にかけてのヴィキングの活躍等からして、その本國には異文化との間接的接觸による影響があつたことをも豫想せねばならない。たゞこれを農業部面において見る時は、農業そのものの有する特質からして、他の經濟部門に比して、比較的多くゲルマンの純粹さを中世に至るまで保つたと推定され得るのである。

次にグッラ民會法律書は、前述の如く西部諸威、ズンメメルからアクデルに至る地區に適用されたものであるが、

これを以て諸威全土に互る農業慣行を探り得るものであるか否かの問題があらう。私はこれを肯定して大過なきものと考へてゐる。何となれば、一二七四年に國王マグヌス四世は諸ランド法を統合して全國に適用される法典を編んだのであつたが、それは大部分グッラ民會法律書の規定を踏襲するものであつたからである。勿論マグヌス法典とグッラ民會法律書との作成年代には、約二世紀の隔りがあり、且つこの間の諸威は可成り變化した。例へば基督教の進捗はこの間に特に著しいものがあつた。従つてマグヌス法典に採用された部分であつても、それは必ずしも同一内容のものではない。然しグッラ民會法律書が大體諸威全體の農業慣行に即するものと做されたからこそ、マグヌス法典の主内容を構成するやうになつたのであらう。故にこの法律書に述べられてゐるところを以て、少くともマグヌス法典以前の時代の全諸威の農業状態に該當するものと做し得ると思ふのである。但しこのことは、グッラ民會法律書が西部諸威に特殊な慣行を含まないといふのではない。

それよりも問題になるのは、法律書が或る時代の實狀を傳へるものであるかといふ點であらう。これに對しては否定的解答を以てするのが普通である。過去の状態を知る爲めに、その時代の法規を採用することは可成り多く行はれるところであるが、然しそれがともすれば誤認を生じ易い方法であることは周知に屬する。寧ろ法規は實狀を示さぬものと極端にいふことさへ出来る。それは農業關係についても、亦農民の權利義務の問題についても同様である。グッラ民會法律書が、諸威農民の慣行乃至權利について古老の記憶や口傳に残るものを集録したといつても、それは當時の農民が自己の權利なりとしたことの總てを述べてゐるものではない。反對に該書に收められたも

のは、紛争を生じ易い問題或は異常な権利関係についての判旨のみがとりあげられてゐるといふことさへ出来よう。換言すれば、當時の誰人も疑問としなかつた慣行、しかも後代の吾々にとつては解決し難い問題は、これを條文の中から求め得ぬことが多いといはねばならない。従つてこの意味において、第十一、二世紀の諸威における農業状態の文献としてグウラ民會法律書の持つ意義は、甚だ小さなものとならざるを得ない。たゞこれに代るべき他の原資料のないといふことの爲めに、本稿においてこの法律書を利用するのである。故にそれが諸威農民間の権利を誤りなく且つ残りなく後に傳へてゐるものではないといふことを常に念頭に置いて、これを取扱はねばならないのである。

- (1) Germanenrechte, Bd. 6, Norwegisches Recht. Das Rechtsbuch des Gulathing. Übers. von Rudolf Meissner. (Weimar, 1935.) S. VI
- (2) 第十二世紀後半に、オスロオを中心とするヴィン地方は分離して Borgarting を新設した。
- (3) ボルガアル民會法律書も亦散逸してしまつてゐる由である。(J. Frost, Das norwegische Bauernrecht. Jena, 1938. S. 23.)
- (4) グウラ民會法律書の獨譯書は前記註(1)に掲げたものであるが、昨年獨逸法律アカデミー編纂の「ゲルマアネン諸法」叢書の第四巻として、フロスタ民會法律書がマイネナア氏によつて獨譯刊行された由である。若しこれが直ちに入手得られる事情にあるならば、これとグウラ民會法律書との對比によつて、北部諸威の農業と西部のそれとの異同を明かにすることも出来ようし、又兩者の編纂年代に存する開きが、農業状態に如何程の差異を生んだかを資料から直接推定することが出来るわけであるが、現在これは爲し得ないところである。

(5) 前述の如くこの法律書は第十一世紀末に、基督教僧侶の手によつて編まれたものであると推定されてゐるが、然しその次の世紀に至つても別に改編されたものではなかつたから、第十一、二世紀頃の状態をこの法律書から求めるとしても大過はないと考へられる。

- (6) 前記「ゲルマアネン諸法」叢書に收められた北部ゲルマン系統のものは、グウラ民會法律書、フロスタ民會法律書の外に Hirdskrá なる諸威從士法、Álheres Westgötalag や Uplandslag の瑞典法、Ericus seelandsches Recht, Arvebog und Orbo damal の丁抹法、Grágás なるアイスランド法があり、同叢書續編として、今後 Jütisches Geesetz がノルマン・シユウエリン教授によつて獨譯される豫定になつてゐる。
- (7) Oscar Albert Johnsen, Norwegische Wirtschaftsgeschichte. (Jena, 1939.) S. 99.
- (8) Frost, a. a. O. S. 43.

II

グウラ民會法律書は一一編三二〇條より成る。その中に本稿において採りあげる農地相續に關する部分は、第四編「相續權」と第八編「オオデル取戻」とであるが(1)、以下においては、それも逐條解釋を加へることはせず、必要な限りの條文を問題とするにとゞめる。

先づ第一一五條の冒頭に „Nun ist ein Mann gestorben. Der Erbe soll sich auf den Hochsitz setzen.“ とする意味であつて(3)、それだけでは何等問題はないとも考へられよう。然しその他方において、相続人が一人であり、男子であること、彼が謂ゆる家屬の指導権を把持するといふことからして、色々な疑問が生ずる。相続人が一人しかない時はよいが、數人あつた場合は如何するのであらうか。又、家屬に對する指導権が擧げて相続人に歸せられてゐることは、當時の經濟關係が可成り單純なものであつたことを豫想せしめるが、果してさうであつたらうか。それと共に、ゲルマン法が共同相続を原則とし、同順位の相続人が數人ある場合は遺産は彼等の共同所得するところとなるといふ通説は、この時代の諸威に適用せられるのであるか否かといふことも問題になる。

これ等の疑問に答へる爲めに、先づグッラ民會法律書の相続順位規定を参照しよう。第一〇三條によれば「男子が父を相続し、男子が天逝したる時は父が男子を相続する」ことを以て第一順位とし、男子なき場合は「女子、及び男子の男子(男孫)又は祖父が各半ばを相続する、但し男は土地を、女は動産を相続する」(第二順位)。又第三順位として「兄弟の順次により、及び父の兄弟姉妹が相次いで相続する」と定められてゐる(4)。以下近親に對して第六順位までの規定あり、更に庶子、遠親等の相続順位を定めてゐるがそれ等は措く。

ところで同順位の相続人にあつては、年長者が優先し、女性に比して劣位にある。女子は、男子なき場合に始めて、相続人として男孫と同位を得るに過ぎない。しかも第二順位の規定に見る如く、女子は男孫なき場合に

のみ農地を相続し得るのであつて、男性相続人ある時は動産を得るのみ。これは嫁資を意味するものであらう。或は第三順位において、被相続人の姉妹は農地相続の権利を持つ。然し女子にしても父の姉妹にしても、その相続せる農地は、該農地繼承期待者としての男性親族によつて取戻され得ることになつてゐる(第二七四條)(5)。その場合農地評價額の五分の一に該當する額が、金・銀・不自由人・家畜を以て支拂はれるのであるが、これによつて農地は再び男性相続人の手中に移されることになるのであつた。

相続における年長者の優先(但し男孫の場合を除く)は、グッラ民會法律書が長子相続を採ることを推定せしめる。相続は第一一五條よりすれば被相続人の死亡の後に行はれるのであるが、必ずしもそれには限らない。何となれば第一〇三條第一項に、被相続人の生存中に相続開始される場合あることを示してゐるからである。長子が相続によつて繼承するのは、家父の *höflich* である。それは上述の如く家屬に對する指導権であるが、法制史にいふ家長に等しいものであらう。そしてこの家長權の作用として、法制史の教へるところにより、相続人即ち新たな家長は、外部に對しては家族を代表し且つ家族の犯罪について責任を負ふと共に、對内的には、家内に存する財産はすべてその管理し収益し得るところであつたと做し得よう。即ち一家内の財産は家長權の下に統一された家産を構成する。そして當時の諸威農民は、この家産を經濟的基礎とし家長權を中樞とする家乃至家族共同體を營んでゐたと考へられる。して見れば、同順位の相続人が多數存する場合でも、彼等は家産を分割して分家することなく、依然父の家に留り、新たな家長の指導に服しつゝ家産を合有してゐたことになる。即ち彼等の地位はすべて平等

であり、謂ゆる兄弟共同體、或は中世西南獨逸における農民家族共同體と類似するものを構成してゐた。たゞ家産の管理權・所有權が、謂はゞ *primus inter pares* としての長男に屬したに過ぎない。彼が繼承する家父の *Hochsitz* も、共同相続人に對して別に經濟的優越を意味するものでなかつたのであらう。従つてその包括繼承に對しても何等争ひの生ずることなく、それだけに當時の諸威農民相互間の經濟關係は單純なものであつたと做し得よう。(6)

かく如き解釋は、ゲルマンの兄弟共同體に關してギールケ、ブルンナフ、ホイスラフ諸教授の等しく採られるところに従つたものであるが(7)、然しこの通説をエアンスト・マイヤア教授は全部承服されない。即ち同教授は、兄弟が共同體を構成せること、彼等が家産に對して *Mitrecht* を有せることは容認されるのであるが、長男の地位を *primus inter pares* とのみ見ずに、最初から長子權なる特別な優先權を持つたとされる。そして長男は次男以下に對して、種族法に *Sy. Etheling, Adlige, nobiles, senior* たるものであつて、この *Adelbauer* にゲルマンの *Tradel* を求むべきであるといはれる。いま同教授の主張を要約すれば、兄弟共同體は相続分割によつて解體されるが、その際長男は右にいふ長子權、初生權に基き、他に優先して家における父の *Hochsitz* と、家産に屬する農地の中から世襲農地 (*Stammhof*) とを得、更に殘餘の農地を頭分取得する。彼のみが *Adlige* であり、グランドヘルシャフトを成立せしめるといふのである(8)。たゞこの家族制より發展せるグランドヘルシャフトは、ゲルマンの全部族に必らず存したといふことは出来ないが(9)、然し長子權に基づく *Prælat* を生ずる素質は、ゲルマン人の共通に有するところであつたと主張されるのである(10)。

かゝるマイヤア教授の所説に對しては、賛否相半ばしてゐるともいへよう。ヘルバート・マイヤア教授や(11)、ハッフ教授は賛同を惜しまれない(12)。他方シュルツェ教授は反對される(13)。その他私の未見の文献で色々論争されたやうである。それ等或は謂ゆる *Ottobach* を意味すると考へられるゲルマンの *Tradel* の檢討はここに措き、私見を以てすれば、マイヤア教授の主張に對する批判は、法文に掲げられたところを如何なる程度まで實際に行はれたものとするかによつて定まると考へられる。マイヤア教授の典據とされるころは、單に大陸のゲルマン諸部族に關するものみに止らず、諸威のグッラ民會法律書やマグヌス法典をも含められてゐる。殊に長子權の問題に關しては、グッラ民會法律書のオオデル分割及び讓渡に關する規定を採り上げられる。そして後年のマグヌス法典において、家父の死後の世襲農地分割に際して長男に認められた優先權は(14)、この法典によつて創成されたものでなく、それ以前既に一般に行はれてゐたものが法文化されたものに外ならないとして、グッラ民會法律書の作成期、或はそれ以前に、相続分割乃至長子特權の行使ありしものと做されるのである(15)。

グッラ民會法律書の一般的相続權の部分には、マグヌス法典に明示されてゐるやうな長子優先について述べられてゐない。それは「相続分割に際してはこれに關係する者全部に告知すべきこと」(第一二三條)。「土地は前以て分割すべからざること」(第二二六條)を定めてゐるに過ぎない(16)。これに反して「オオデル取戻」と題する箇所には、相続農地の賣却及び分割について詳細な規定が存する。これについては後に關説するが、然しその前にマイヤア教授の

主張せられる長子権の問題に關して一言して置かう。それはグッラ民會法律書に現はれた限りでは、長男の初生權、或は彼が分家した弟達に對してグルンドヘルの地位にあることの論據は、存しないやうに考へられることである。この點について私は、シュルツェ教授の反駁せられるところに聽從する⁽¹⁷⁾。たゞ後年の諾威においてグルンドヘル的發展があつたかもしれないが、然しそれは本稿の問題外であるのみならず、又 *Drabel* の語自體と矛盾しよう。前述の如くマイヤー教授は、相續分割の行はれる前から、長男は既に長子権を有してをり、それが相續分割開始に際して作用すると主張されるのである。然し合有的兄弟共同體において兄弟はすべて平等であるにも拘らず、長男が他に拔んで家長權を掌握する所以は、右の人的結合關係を統率する實際上の必要に出でたのであつて、長子權なる特別の權利に基づくものではなかつたのであらう。この間の事情に對しては、嘗てヴィノグラッドフ教授が「古諾威諸法における同族と親族」と題する論文において、同族の指導及び氏族の首長を決定するものは、事實上の權力關係と結合とであつて、法的標徴によるのではないといはれたところを⁽¹⁸⁾、そのまま援用し得ると考へられる。従つて長子權なる法的標徴の有無を求める要はないものとさへいふことが出來よう。

この他方において、グッラ民會法律書の編まれた時に、同順位の相續人多數ある場合農地分割があつたことはこれを認めねばならない。これは曩に私が、この頃の諾威農民間に兄弟共同體乃至農民家族共同體が營まれてゐたと推定したことに抵觸する。即ちここに、この種の共同體は第十一世紀後半に既に原形を變へつゝあつたと訂正せねばならない。それが如何なる程度に進んでゐたかは問題であるが、然しこれは前述の如く、解釋の如何に歸せざるを得ないのである。

(1) 全構成は次の如くである。括弧内の數字は條文を示す。

- I. Christenrecht (c. 1-33). II. Abschnitt über Kauf (c. 34-71). III. Abschnitt über Landpachtung (c. 72-102).
- IV. Erbrecht (c. 103-130). V. Verschiedenes (c. 131-150). VI. Abschnitt über Mannheiligkeit (c. 151-252).
- VII. Abschnitt über Diebstahl (c. 253-264). VIII. Otelsenlösung (c. 265-294). IX. Wehordnung (c. 295-315).
- X. Neue Bussenberechnung (c. 316-319). XI. Sinneformel (c. 320).

(2) Meissner, a. a. O. S. 88.

(3) Frost, a. a. O. S. 45.

(4) 第一〇三條に掲げられた第四相續順位乃至第六順位は、

„Das ist der vierte (Erbgang), dass die Mutter Erbin ihres Sohnes wird. Das ist der fünfte, das der Vaterbruder erbt und der Brudersohn, jeder vom andern. So beerben sie auch zusammen einen Mann, wenn es sich so trifft. Das ist der sechste, dass die Söhne von Brüdern sich beerben und ein Bruder von der gleichen Mutter, wenn er da ist. Er erbt das bewegliche Gut und sie erben das Land.“ (Meissner, a. a. O. S. 83.)

(5) Meissner, a. a. O. S. 161-2.

(6) 尙ほ一言斷つて置かねばならないが、ここに合手的團體として兄弟共同體を述べたが、これはグッラ民會法律書が編纂された時代の所有・經營關係についていふのであつて、諾威の始源的形態がこれであつたといふのではない。その端

緒にあつては、ハッソ教授の唱導されるやうに、家族乃至同族財産であつたのか。又はヴェウラー氏の主張されるやうに、私有財産に發するかを探ねること、或は兩説の關聯を究めることは、興味ある問題たるを失はないが、本稿において關説しなうところである。この問題については、慶應義塾經濟史學會第五十九回例會において私見を發表したことがある。その報告の一部分は、「歴史と生活」第三卷第一號(昭和十四年十一月)に掲載されている。

- (5) Otto Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht. Bd. 1. (Berlin, 1868). S. 16, Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte 2. Aufl. Bd. 1 (Leipzig, 1906). S. 104 f, Andreas Heusler, Institution des deutschen Privatrechts. Bd. 1. (Leipzig, 1885). S. 223 ff., 236, 245 ff.
- (6) イイヤー教授は更に一步を進んで、ハントンとオットマンとを「睡談」に引如べ、ハントン及びオットマンとよめる家族・國王・教會・修道院等の土地所有に引ひつらぬて生活したものであつたとされる。
- Ernst Mayer, Der germanische Uradel, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Bd. 32. Germ. Abt. (1911). S. 155, 227-8, Derselbe, Zur Leire vom Germanischen Uradel, Zt. d. Savigny-Stiftung f. Rechtsg. Bd. 37. Germ. Abt. (1916). S. 129.
- (6) Ebenda. Bd. 32. S. 227.
- (7) Ebenda. S. 104f., 157 ff.
- (11) Herbert Meyer, Das Handgarnel (Weimar, 1934.) S. 58, 63 ff.
- (12) Karl Haaf, Geschlechtsböte und freien Marken in Scandinavien und Deutschland, Vierteljahrsschrift für Sozial- und

Wirtschaftsgeschichte. Bd. 28. (1935.) S. 129-30.

- (13) Alfred Schultze, Zur Rechtsgeschichte der germanischen Brüdergemeinschaft. Ein Beitrag aus dem altnorwegischen und dem altsländischen Recht, Zt. d. Sav.-St. f. R. G. Bd. 56. Germ. Abt. (1936). S. 334 ff.
- (14) イヌキ法典第五編第七章のオットマンとオットマンの條は「オットマンの如く稱號をたつる者」
 „Und soll der älteste(Sohn)allein sich eigen den Haupthof, wenn jenen [d. i. den jüngeren]andere Odelsgrundstücke durch Losziehung zufallen in ihr Los, so dass sie gleich gut seien nach gesetzmässiger Würderung. Und Sollte durch Losziehung zufallen in ihr Los, zu denen sein Vater stand [d. i. die diesem bei der Teilung, wenn nesso(n)nehmer]in sein Los diejenigen Odel, zu denen sein Vater stand [d. i. die diesem bei der Teilung, wenn er sie erlebt hätte, zugefallen wären], bis so weit, dass er hat gleich gegen Tochter[d. h. einen halben Kopfteil, wie ihn im Erbgang einer Tochter hat]. Und diejenigen Odel, welche mehr sind[als das], und zu denen sein Vater stand d. i. die dieser gleichfalls bekommen hätte], löse er da gegen seine Vaterorider für ein Fünftel weniger, als sie wert sind. (Schultze, a. a. O. S. 277-8.)
- (15) Mayer, Bd. 32. S. 156.
- (16) Meissner, a. a. O. S. 92, 93-4
- (17) Schultze, a. a. O. S. 334-5
- (18) Geschlecht und Verwandtschaft im altnorwegischen Rechte, The Collected Papers of Paul Vinogradoff. Vol. 2 (Oxford, 1928). p. 81.

三

前節において求め得た結果を要約するならば、第十一、二世紀の諸威農業社會において、兄弟共同體乃至農民家族共同體は、農地相續分割を契機として解體し始めてゐたのである。この變化は何に由來するのであつたか。

第十一、二世紀の諸威——それはグッラ民會法律書が基督教僧侶によつて編纂された時期である——は、政治・經濟・社會・精神等諸般の部面において大なる變化が行はれてゐた時代であつたといふことが出来る。先づ政治的變化として國內統一の完遂が擧げられる。第九世紀ハラルド美髮王(八七二—九三三年)によつて開始された統一國家の形成は、オラフ聖王(一〇一五—一〇二〇年)に至つて略々完成の域に達した(1)。然し諸威國(Norges svedet)の名を帯びても、尙前述の如く制法民會が鼎立してゐる以上、法的統一には至らず、又經濟的統一の實を備へたとも做し難い。例へばオラフ聖王治下或はその後第十二世紀後半に至つても、北部地方の凶作を南部地方の穀物移出によつて補ふが如きことは行はれなかつたからである(2)。但し諸王の發令したかゝる移出禁止が、若し一般によく徹底したものとすれば、それだけ經濟的統括の程度が進捗したことを意味しよう。又諸王は度量衡及び貨幣の統一を圖つたが、これも一般には普及しなかつた(3)。殊に諸威の鑄貨貶惡(第十一世紀後半以降)は甚しく、第十三世紀初頭の *Prakteaten* 貨の如きは、當時の諸國の鑄貨の中で最も惡質のものとして聞えてゐる程である(4)、従つてその廣汎な流通は望むべくもなく、依然實物經濟が支配してゐたのである。

グッラ民會法律書第二二三條に、土地評價の支拂手段の基準が掲げられてゐるが、それによれば當時鑄貨は、少くとも農村において全然使用されてゐなかつたことが解る。曰く「土地は牝牛によつて價值を定む。一頭は二エェル半、但し支拂に充てる牝牛は八歳未満にして健全なるものなることを要す」。以下牝牛の外に、穀物、地金銀、牡馬、羊、オオデル、(世襲農地)、船、武器、織物(毛織物、麻織物、外國織物)、毛皮、十五歳以上の奴僕等を以て支拂ひ得ることが述べられてゐる(5)。又第二三四條以下の贖罪金に關する箇條にも、牝牛や毛織物、毛皮等を以てこれに充當し得る旨の規定がある(6)。更にヨオンセン教授によれば、當時地主に對する地代の支拂も生産物を以て行はれ、その賃貸地の狀況に應じて穀物、バター、脂肪、毛皮、魚、鹽、胭脂、荒削りの板等様々であり、しかも交通事情や交易の地方的局限からして、この實物に對する評價は地方によつてすべて異なつてゐたといふ(7)。従つて上記の牝牛の評價もグッラ民會法律書の施行地域、即ち西部諸威におけるものである。但し地方によつて生産物の價值關係は異にしても、一地方圏内におけるそれは、特殊事情の發生なき限り殆ど變動することなく、長きに亘つて舊來の規定が踏襲されたと考へられる。それは舊慣をすべての基準とすること多い中世社會の特徴であり、第十一、二世紀までに至る諸威農民社會も亦これに類したと推定し得る。

然し中央集權的國家の形成は、この農民社會にも幾多の影響を及ぼした。ここにはその詳細に互ることを避けるが、國王直屬の官吏による行政制度が布かれ、王領地は擴大され、全國民に貢税、勞役の義務が課された(8)。農民の共用地や多くの世襲地は、王領地として收用された。殊に世襲地の中でも、その外邊に位置し耕作されてゐない土地即ち *Umark* は(9)、その境界の不明なること多い爲め可成りの部分に亘つて收用されたのであつた。この地方

王權の伸張と殆ど雁行して基督教會も亦、グッラ民會法律書の編まれた頃には諸威農民社會に進出し、その舊慣に變化を加へてゐたのである。諸威の基督教化は第十世紀に始まり、大體第十三世紀に至つて教會はその基礎を固めることが出来たのであつたが、その改宗事業は必ずしも容易に進捗しなかつたといはれる(9)。然しその間において、ロオマ法的觀念の移植と相並んで教會財産の増大への努力が絶えず拂はれてゐたことは、他の謂ゆる異教國における事例と變るところなかつたであらう。殊に牧師や修道僧がその傳道の傍ら、ランド法の起草者として實際に法律生活に關與してゐたことは、農民社會にロオマ法的觀念を浸潤せしめる上に與つて力あつたといはねばならない。

その例證として、ロオマ法における所有物處分の自由の原則が、既にグッラ民會法律書に現はれてゐることを擧げられる。即ち第一〇七條、第一二九條には、被相続人はその相続分割前に、彼が相続せる所有物の十分の一を他者に贈與し得ることが規定されてゐる(10)。これは法制史にいふ自由分(Freiliegung)であるが、その被贈與者が教會であるとは明示されてゐず、従つてこの條項が直ちに教會財産の増殖を生じたとは做し難い、然しこの規定がその方向に進展する端緒を與へるものであつたことは否めない。即ち一一五二年ニグロスロントハイム大司教領の設置後、爾後農民は相続によつて取得せるもの十分の一を教會に贈與し、且つ自己の代に取得せるもの四分の一を誰人にも贈與する權利を有するとの教會令が發せられてゐるが(12)、これは前記グッラ民會法律書の規定を一步進めたものに外ならないからである。又處分の自由に關聯するものとして、グッラ民會法律書第一〇七條には遺産の任意指定をも許してゐる(13)。これが謂ゆる遺言處分の自由にまで發展する素地たるものか否かは確言出来ないが、孰れに

しても家産の處分自由獲得の一環たることは疑ひがない。

かくの如きロオマ法的處分自由制は、當時の諸威農民社會にどれだけ受容されたか。これが前節末尾における問題と關聯するのである。ところで基督教會の影響が、同族乃至家族所有から單獨所有へ進む契機をなしたこと、或はその展開を促進したことはこれを認めねばならない。然しその他方において、舊慣を墨守する農民は、従來の法的觀念に對する侵害を極力阻止したと考へられる。この反對的努力が、教會の改宗事業の進展を遅らした一因とならう。又グッラ民會法律書が上記の如きロオマ法的片鱗を示してゐる他方、尙その大部分が謂はゞゲルマン的な規定を以て占められてゐることも、諸威農民の態度を推察する一證左とならう。例へば稍々問題からはづれる觀があるかもしれないが、婚姻に關して抽籤を以て愛の程度を定めるが如きは(第五一條)(14)、まさにタキッスのゲルマニア誌にいふ古ゲルマン人の信仰—占による決定を以て神意の現れとする—を依然傳へてゐるものである(15)。これに類する證左は尙多く擧げられるがここには煩を避け、要するに以上によつて、第十一、二世紀の頃には尙舊姿固守に優れるものあつたと考へられよう。然し諸威農民は、外部より加へられた攻勢には尙耐え得ても、内部より生れる叛逆には抗し難いものあつたのである。謂はゞ彼等をして自壞の方向に押しやるもの、それはこの時期におけるヴィキング遠征の終止に發するものであつた。

フォオゲル教授によれば Wikingen とは、掠奪を壇にした Wik (入江) の住民を意味するものではなく、外國の交易地 (Wiek-Orte) を規則的に訪れる商人の意に發し、この平和的交易が實際に掠奪・征服に轉じた後、語義も變

化したといふ(16)。この説に賛同すると否とに拘らず、謂ゆる北方の海賊の生起以前における諸威人の對外貿易進出は盛に行はれたのであつたし、又ヴィキング活躍期に入つて後のアイスランド・グリーンランド・東部英蘭・蘇蘭・ノルマンディ等々における掠奪や植民は撞目すべきものがあつた。彼等の主力が丁抹人か、諸威人かについては今尙學說の一致するところを見ないやうであるが、兩者相並んで海外に進出したものであらう。いま諸威について見れば、ヴィキング遠征は過剰農村人口を調整する意味を持つ。それも東部諸威に比して西部沿海地方の農民の排口なのであつた(17)。

古來諸威はその住民の生活環境に従つて、大體東南部の内陸地方と西北部の沿海地方とに分たれる。前者においては耕作・牧畜・狩獵による生活が主として營まれ、後者においては漁業・狩獵を主とする。勿論西北部に農牧を缺くのではないが、然し氣候、地勢等の影響を受けて、それ等のみを以ての生計は容易でなかつた。それだけにこの地方の住民は離家することも易く、他方傳來の農家へ愛着も強かつたと做し得る。ヴィキング遠征乃至海外植民と、世襲地に對する古來の相續權の固持とはその現はれである。

ところで、大體第十一世紀後半を以てヴィキングの活躍は終止した。ここにおいて、農村人口の増加部分は國內に收容されねばならない。それには内地開墾に向ふか、家産の分割による生計の獨立を要求するかである(18)。然し前者は、耕作可能な未墾地の多い東部地方と異り(19)、西部諸威では地勢の上からしても至難である。勢ひ後者の方途によらざるを得ない。彼等は兄弟平等の原則に基づいて世襲農地・牧地の分割を求めた。これはそれまで行はれ

た家族共同體乃至兄弟共同體における包括繼承の原則と背反する發展傾向である。この要求の生起は、ヴィキング時代に彼等が自ら經驗し、又彼等の裡に醸成された謂ゆる經濟的配慮の優先に出づるものであらう。素々共同體的所有乃至經營がこの頃まで大體維持されて來たのは、この地方の自然的條件——耕地の狭小、家畜の少數等——の制約の下における經濟的配慮の然らしめたところであるとも考へられるが(20)、それにも優して、續地の不分割維持の慣行の力が優さつてゐた。然し傳來の習俗も、内部より發生する破壊力の前には維持し得なくなつたのである。たゞこの自壞的動向が前記のロマ法的觀念の擴播とどれだけ連絡があるかは決定し難いが、後者が前者を促進したことは確かであらう。

かくて本節の始めに置かれた問題に對しては、共同體の崩壞は、廣くいへば第十一、二世紀の諸變動に由來するとし、狭くは内部からの要求に基づくことが出来る。これと共にグウラ民會法律書における農地相續分割規定が詳細なる所以は、單にそれが廣く行はれたからばかりではなく、西部諸威に生じた土地の重要さの増大と關聯するといはねばならない。東部地方のフロスタ民會法律書を参照し得ないので確言は出来ないが、右の點はグウラ民會法律書の特異性をなすのではないかと考へられるのである。

(1) Joines, *aa.a.O.* S. 42.

(2) Ebenda. S. 44.

(3) Ebenda. S. 45.

- (f) Ferdinand Friedensburg, *Münzkunde und Geldgeschichte der Einzelstaaten des Mittelalters und der neueren Zeit.* (München und Berlin, 1926.), S. 74.
- (g) Meissner, a. a. O. S. 132-3.
- (h) Ebenda. S. 133-45.
- 尚トイヌナア氏によれば、貨幣は次の如き基準にあつた。
 1 Mark = 8 Öre = 24 Ertog = 240 Pfennige.
 マルクは二一五・八瓦の重量単位であり、一金マルクは四八銀マルクに當る。鑄貨はペニヒ銀貨を主とした。(Ebenda. S. XVII-XVIII.)
- (i) ヴァグヌス立法王治下に至つて、二大生産物たる穀物(穀粉)とバターとの評價を全国的に統一したのである。(Johnsen, a. a. O. 77-8.)
- (j) Johnsen, a. a. O. S. 47-8.
- (k) ノロント教授は農民世襲地を Innmark と Utmark とに分たれる。前者は住居敷地及びその近くに存する圍墾された耕地を指し、後者はこのオホフより離れた場所にあり耕作が行はれてゐない土地。即ち牧地・草地・森林・沼澤・河等々云々。(Frost, a. a. O. S. 13-4.)
- (l) Meissner, a. a. O. S. XXVII.
- (m) Ebenda. S. 92, 94-5.

- (12) Frost, a. a. O. S. 39.
- (13) Meissner, a. a. O. S. 86.
- (14) Ebenda. S. 44-6.
- (15) 田中秀史・泉井久之助譯、ゲルマーニア、二七―八頁參照。
- (16) Walther Vogel, *Wik-Orte und Wikinger. Eine Studie zu den Anfängen des germanischen Städtewesens*, *Hansische Geschichtsblätter*. Jg. 60. (1935.) S. 42-47. 尚英蘭において、謂ゆるウイキング襲來の可成り以前に、外國人の定住者の意味で *wicung* の語が使用されたこと云々。(Allen Mawer, *The Chief Elements used in English Place-Names*. Cambridge, 1930. p. 65.)
- (17) Johnsen, a. a. O. S. 15.
- (18) Haft, a. a. O. S. 128-9.
- (19) 西部地方の過剰人口がウイキング遠征によつて調整されてゐる時、東部地方においては内地開墾が行はれ新農地が設置されてゐた。そして包括的な大農地形成に向つてゐるのである。(Johnsen, a. a. O. S. 15, 80.)
- (20) この他方において、耕地・牧地の擴大は出來なくても、漁勞・狩獵の收穫による農耕生活補助(或は寧ろ漁獵が生活の根據であつて、農耕はこれの副業に過ぎぬこと)も考へられる。
- (21) 土地の重要さの増大に關聯して地價の高騰を生じ、しかもマグヌス王治下、地代額を以て地租算定の基礎とした爲め、地主は地代を引上げぬ代りに種々の形態の負擔を新たに小作農民に課するに至る經過は、本稿の課題より逸脱するものとし

て省略する 即ち既述の一地方圏内の地代額の不変は繼續したが、然し實質において農民の負擔は増大するに至つたので
 &no. (Vgl. Jønsen, a. a. O. S. 55-6, 78-9.)

四

第十一、二世紀の頃諸威の農民社會において、所有農地はオオデル地 (odalsmark) と然らざる土地 (kaupland-inger) とに區別されてゐた(1)。前者は世襲地、後者は新たに取得され尙世襲地たる資格を有せざるものである。これは Erdbut と Kaufgut の區別に似る(2)。然しオオデル地は單なる相續地ではなく、一定の期間世襲されたものであることを必要とした(3)。グッラ民會法律書の規定によれば、同一土地が同一家族乃至同族に五代に互つて斷絶することなく繼承された場合、六代目の所有者に至つて、それはオオデル地となり彼はオオデル農民となる(第二六六條)(4)。即ち個々の所有者の一代の長短によつてオオデル地たる爲めの期間は色々になるが、フロスト教授は所有者が實際に所有・經營する期間を平均二十年とし、少くとも百年間同一家族の所有となつてゐるものと做されてゐる(5)。若しこれを一代が平均三十年とすれば、百五十年を経た後にオオデル地となるわけである。その孰れなるにしても、かゝる長きに互つて世襲された土地を所有するオオデル農民 (odalsbønder, haudar) は kauplandinger を所有する普通農民 (bønder) と區別される(6)。又オオデル農民の間にもその世襲するオオデル地の廣狹や富有の大小に従つて、謂ゆる農民貴族に類する者と然らざる者の差異を自づと生じてゐたが、然し彼等は總じて特殊身分層を形成してゐたのである。

オオデル農民の特殊的地位は、オオデル地に適用せられるオオデル權によつて保證される。「オオデル權」とはオオデル地の所有權であり、又その相續權である。(この所有乃至相續は、相續人間において分割されることなく繼承されるものを意味するが、これは既に述べたところであるからここには繰り返へさない。) 發生論的に見れば、前者の意義に發し、後にこれに後者の意味が含まれるに至つたのであらう。殊に後述する如く、オオデル地相續權に特殊の權利(取戻權)が附隨するやうになつたのは、少くともオオデル地の分割乃至讓渡が行はれるやうになつてからのことといはねばならない。斷るまでもなく、第十一、二世紀におけるオオデル權は殆どこの新義を以て使用されてゐる。然しその他方、オオデル地の所有權の意味だけでも用ゐられたのである。

語義が時代と共に變化するのみならず、それが新しい意味を持つやうになつた後においても、古義が屢々使用されることは何等異とするところない。オオデル權のみならず、オオデル、オオデル地も亦同一語を以て種々なる意味で使用されてゐる。「オオデル」の語源が何に發するかはここに措き(7)、第十一、二世紀頃には大體四通りの意味で使用された。一は一般の所有地の意味であり、二は前述の世襲地 (Stammgut) 即ち Odelsgut の意味である。三は該地の所有權、四はその相續權で、共に Odelsrecht の意味である。恐らく第一の語義は最も古く、以下順次に意味が轉用されて行つたのであらうが、グッラ民會法律書の中にはそれ等古義、新義とりまぜて使用されてゐるのである(8)。次に「オオデル地」とは、前述の如く一定の年限以上に互つて同一家族乃至同族に繼承されて來た土地をいふが、これ亦二様の意義を有した。一は該家族の住居の近くに圍柵された耕地及び牧地のみを指し(Innmark)、他は

その所有地全部を意味する (Tinnmark 及び Utnmark)⁽⁹⁾。前記のオオデル権は、この後者即ち廣義のオオデル地に對する權利 (所有權・相續權) のことである。従つて共用地フムンデに對する權利も亦その中に含まれる⁽¹⁰⁾。

本稿にいふ農地相續分割はオオデル地の繼承乃至分割であるが、オオデル地の分割は、狹義のオオデル地の分割に始まる。ヨオンセン教授によれば、圍橋内の土地 (Tinnmark) が個々の新獨立家族によつて耕作せられることになつても、尙暫らくの間は、圍橋外側の世襲地 (Utnmark) は諸家族によつて共同に所有され且つ利用されてゐたのであるが、然しこの部分も亦應がて各個家族の持分による分割となり、各自の所有に移されて行つたといふ⁽¹¹⁾。かゝる過程は別して特記すべきものでもない。Utnmark が各個の特有財産となることの遲速は、舊來の共同體的要素の濃度如何によつて決定されること散て言を俟たない。そして少くとも西部諸威に關しては、Utnmark の相續分割は比較的遅れたものであらう。但しこれは確實な資料を缺く爲め、推定以上に出ることが出来ない。

ところで、兄弟間のオオデル地分割に關するグウラ民會法律書の規定 (第二八二條) を見ると、分割の對象は單に「オオデル」とあるのみであつて、これがオオデル地であることは文脈の上から解るが、然しそれが狹義のものか或は廣義のか判然としない。恐らく兩方の場合を指すのであらう。いまその定めるところは、兄弟が家父のオオデル地を分割する場合、各々はその所有に歸せる分地に對して取戻及び經營の權利を有し、他日その孰れかが貧窮に陥るか又は斷絶する時は、他の分家に取戻を申出得るといふのである⁽¹²⁾。オオデル地は分割されても、それがオオデル農民の一族の手中にある限りは依然オオデル地である (第二七〇條)⁽¹³⁾。そして既述の如くオオデル地に適用せ

られる權利がオオデル権であるから、右の第二八二條によれば、オオデル権は常にオオデル地を所有・經營し且つこれを後嗣に繼承せしめる權利許りでなく、分割の場合には取戻権をも含むことが解る。そしてこの同族の有する取戻権に基づき、一度分割されたオオデル地も再び舊に復することが出来る。或は少くとも、他者の手中に移轉するのを阻止することが出来るのであつた。

既に一言したやうに、オオデル権が取戻権をも包含するに至つたのは、オオデル地の分割乃至讓渡が行はれるやうになつてからである。それは右にいふ相續分割の現はれる以前に、既にあつたのである。例へば殺人その他の重罪の贖罪金としてオオデル地喪失を宣告せられることもあり、或はオオデル農民の全家族が戰爭や疾病によつて絶滅することによつても生じた。これ等の場合は、當該同族中での最も近い血縁者が、該地取得を要求し得た。又この繼承者について争ひある時は、民會裁判がこれを決定した。更に該農地が他者或は遠親の所有に歸した後においても、最近相續人はこれを無償で取戻すことが出来た⁽¹⁴⁾。これ等は獨逸法制史にいふ Erlösung と異らない。たゞ最近相續人によつて處分を制限せられるのは、オオデル地のみに限られてゐる。かゝる慣行から見れば、オオデル権が取戻権を含むのは、相續分割が行はれるやうになる前からのことであつた。然しオオデル地の分割乃至讓渡は、本稿にいふ相續分割によつて一層廣く且つ多く行はれるに至つたのであり、それだけにオオデル権における取戻権的要素は重要視されるやうになつたといはねばならない。

素々オオデル権は、オオデル地と同じく、長期間に亙つて土地が世襲された後に——恐らく自づと——生れたも

のであらう。然し一度形成されるや、それはオオデル地を世襲する農民の地位を維持し確保する手段に轉じた。オオデル農民が特殊的地位を享受するのは、要するに、長きに亘る土地の占有と血統の相續との結付きが、彼等において達成されてゐるからに外ならない。所謂血と土地との一體的統一が、彼等の間に具現されてゐるからである。従つてオオデル地の相續分割が行はれるやうになれば、相續分割なる趨勢には抗し得ずとするも、尙何等かの機會においてこれを復原し、それによつて彼等の舊來の地位の崩壊を阻止する方法が講ぜられる必要があつた。少くとも古き世襲農地を同族の間に保留することが求められた。これが所謂最近相續人として同族員に取戻権が賦與せられた所以であり、又各個の同族員にとつてオオデル權が、取戻権を伴ふ相續權となつた事由である。この化變は、従つて、オオデル權形成の本來の目的に適ふ進展であつたといはねばならない。

但しグウラ民會法律書によれば、オオデル權における最近相續人の權利は無限なものではない。先づそれがオオデル地にのみ行使し得ることは既に述べたところである。次にそれは謂ゆる先買權に化してゐる。即ち第二八二條には、所有者は最近相續人たる「同族員に對して取戻を申込み得」とあり、第二七六條にも、「オオデル地を賣却せんとする時は民會に申出で且つ彼のオオデル同族員に買入れを求むべし」といふ。然し彼等がその申込に應ぜず、先買權を行使することなければ、彼は他に任意に賣却し得るのである(第二七六條⁽¹⁵⁾)。更にオオデル權は單に先買權たるに止まらず、買戻權にもなつてをり、この後者の意味での規定が甚だ詳細である。その要點だけについて摘記すると、オオデル地は既に他者に賣却された後においても、該地を欲するオオデル權者(賣手以外の)はこれを取戻し得

る。然し無償でも無期間でもない。それには代價と費用とを (zu vollem Gelde) 支拂ふことを要し、且つその買戻は賣却の時から一ケ年以内に行はねばならない。若しそのオオデル權者が未成年者なる時は、成年に達してから一ケ年以内は有効である(第二七三條)。この他方において、曩に賣却した同族員も亦後日買戻することが出来る。但しこれの爲めには豫じめ民會に、少くとも二十年 (zwanzig Winter) 毎に、買戻の意思あることを通じて置かねばならない。そして買戻す際には、前記の場合と同じく、曩の代價の外に費用をも併せたものを以てするのである

(第二七二條⁽¹⁶⁾)。

グウラ民會法律書には、オオデル地の取戻乃至買戻の手續が詳細に規定されてゐて、オオデル權とは、オオデル農民の取戻權乃至買戻權と殆ど同一義であるかの觀を與へる。この規定が詳細なのは、フロスト教授のいはれるやうに、當時一旦他者の所有するところとなつたオオデル地に對して、同族員が取戻權を行使すること多かつた事情を反映するものであらう⁽¹⁷⁾。然らばこれによつて、オオデル地が他者の所有に移ることは阻止せられたとすべく、オオデル權が買戻權へその重心を移したことは、實際に即した變化であつたといはねばならない。然しながら、それは血と土地との結付きを繼續し、オオデル農民の *status quo* を維持するだけの効力を持つたのであらうか。これについて次に一言し、以て本稿を終りたい。

- (1) グウラ民會法律書第二二三條、第二八五條。(Meissner, a. a. O. S. 132, 167.)
- (2) *Erbgut* とは所有者が相續によつて取得せる土地、*Kaufgut* は所有者が自己の代に取得せる土地である。

(3) グラウマ民會法律書第二七〇條には、オオデル地成立の場合七種を掲げてゐるが、ここには問題を限つてその第一の相続によつて取得せるもののみを採る。(Vgl. Meissner, a. a. O. S. 160.)

(4) Ebenda. S. 153.

(5) Frost, a. a. O. S. 15, 22. 尚ノロムメ民會法律書においては、これが四代目にオオデル地となると規定されてゐる。即ちノロムト教授の算定によれば、最低六十年間相續されることを要する。この相違を同教授は「近代的精神の浸潤と舊來の同族減少を補ふ爲めとに出でたのであらう」と推定されてゐる。(Ebenda. S. 28.) 又、マクヌメ法典においては、オオデル地は(一)六十年又はそれ以上に互つて同一同族が所有せる土地、(二)國王の贈與せる土地、(三)同一家族が既に三代の間所有し四代目に至つた土地、(四)オオデル地にして他のオオデル地と交換されたものに限ることとなつてゐる。(Ebenda. S. 44.)

(6) ヲハコヒエナフ氏によれば、ツイキング時代直後の諸威農村人口には三グループに分たれる。その一はオオデル農民である。二は普通農民であり、これは細別して *kauplendinger* を自作する者と、これ或は *odalsnadr* を小作する者 (*leiljandinger*) とより成る。以上は孰れも身分的には自由であるが、これに對して第三に不自由な家奴 (*galle*) があつた。然し家奴は解放されて普通農民となることが出来、更に若し所定の期間に互つてその土地所有を繼續し得ればオオデル農民にもなり得たのである。(Oskar Büchner, Die norwegische Agrarverfassung von der Kalmarer Union (1397) bis zur Verfassungsänderung (1660) unter besonderer Berücksichtigung des Pachtwesens, V. S. W. G. Bd. 7. (1909.) S. 214-5.)

(7) 古諾威語の *das Odal* (ノンタロ・サクソン *edel*) は *allod* の變化であるといふ。そしてゲルマン共通の最初の意味は *Heimat* であり、特殊には *Aufenthaltsort*, *Land*, *Erde*, *Eigentum*, *Grundeigentum*, *Stammgut* を意味するといふ。メルツェ教授はこれ等を綜合し「一方において *Heimat*、他方において *volem Grundeigentum im allgemeine wie Stammgut im besonderen*——オオデルは家産 (*Heimstätte*) を意味するといふ。 (Vgl. Schütze, a. a. O. S. 274-5.)

(8) 第八七條の「オオデル分割」は一般の所有地の意味であるが、次の第八八條には世襲地の意味で用ゐられてゐる。 Meissner, a. a. O. S. 72.

(9) 前節註(九)参照。

(10) Johnsen, a. a. O. S. 74-5.

(11) Ebenda. S. 75.

(12) ヲハコヒエナフの論文を掲げると、*„Nun teilen zwei Brüder Odal unter sich, da soll dorthin in den Zweig das Odal gehen, wie durch die Lösung bestimmt ist, sowohl in Beziehung auf Einlösungsrechte wie auf Betrieb der Wirtschaft. Man darf das Odal nur anbieten in den andern Zweig bei Verarmung und wenn das Erbe ganz und gar absterbt. Und nicht wird das Odal zwischen den beiden euer getrennt, als bis jeder von beiden des andern Tochter haben kann.“* (Meissner, a. a. O. S. 166.)

これを對してメルツェ教授による譯文は次の如くである。*„Nun teilen zwei Brüder Odal unter sich, da sollen dorthin in denjenigen Zweig des Geschlechts die Odal gehen, wie [die Lose] gelöst sind, beides: zur Anbietung und*

zur Bewirtschaftung. Man biete nur in dem einen Fall an den anderen Zweig (zum Vorkauf) an, wenn da Armut sich niedersenkt oder ausgestorbene Erbe wird. Und nicht trennen sich die Odel zwischen diesen einer, als bis jeder von beiden die Tochter des anderen haben kann." (Schulze, a. a. O. S. 288-9.) 即ち教授はオオデルを複数に継がせしむる。

(16) Meissner, a. a. O. S. 160.

(17) Frost, a. a. O. S. 22.

(18) Meissner, a. a. O. S. 166, 162.

(19) Ebenda, S. 160-1.

他に賣却せるオオデル地の取戻有効期間が何年であるかは、グアラ民會法律書に明示されてゐない。然しフロスト教授は、それは Kaufgut がオオデル地たる爲めの期間と同じであつた。即ち百年間以内ならば買戻し得るものといはれてゐる。従つてフロスト民會法律書施行地域ならば二十年間となるわけである。(Frost, a. a. O. S. 36.)

(17) Frost, a. a. O. S. 36.

五

オオデル権を行使し得るのは、オオデル地を現實に世襲・所有する者だけではない。彼の同族員はすべて——その順位に優劣はあるが——オオデル権を、従つて前節に述べた買戻権を有する。たゞオオデル地の譲渡・賣却が行

はれぬ限り、その権利は潜在的・期待的存在たるに止まる。然るに前述の如く第十一、十二世紀の西部諸威においては、それが現實的・實效的権利となること多かつたといふのである。問題は、この買戻権が誰人によつて行使されたかである。そのオオデル地を賣却・譲渡した當のオオデル農民であるか、又はその同族員であるか。その孰れなるにしても買戻が行はれる以上、オオデル農民全體の有する世襲地面積はさして増減をみないであらう。然し前者か後者かによつて、オオデル農民内部における世襲地の分布は變化することになる。それは謂ゆる status prioris mutatio である。

ところで前記第二八二條にいふ如く、オオデル地の賣却は窮迫又は死絶を契機とすることが多い。殊に當時の變動期にあつて、さして豊かならざるオオデル農民の間には貧困に陥る者も尠くなかつたであらう(1)。いま窮乏の結果世襲地を手離すものとすれば、勿論幾多の例外はあらうが、その賣手が再びこれを前掲の期間中に買戻すことは少いとせねばならない。然し彼の同族員中には、從令即座又は一ヶ年内に買戻し得なくても、二十年又はそれ以上に互る期間内においては買戻権を行使し得る者があると想定して大過はあるまい。然らば第十一、十二世紀の頃の買戻は、當の賣手乃至その家族よりも、同族員によつて、それも恐らくは富有な同族員によつて行はれたことになる。殊に家柄の古い且つ富有な同族は、廣い範圍に互つて縁故關係を持つてゐたと考へられるから、延いていへば、彼等の手中にオオデル地を集中する結果を生じ、ここにオオデル農民内部の土地所有關係は變化することになる。第十二世紀以來、諸威農村において小作農が人口の大部分を占めるやうになつたといふことは、それが家奴の解放による外

に、富有ならざるオオデル農民及び普通自作農民のこれに轉ずる者多かつたからであり②、その他方において、比較的少數の富有オオデル農民は彼等の聲望・地位の經濟的基礎たるオオデル地所有を擴大したのであつた。

かくの如きオオデル農民層の内部に生じた變化も、オオデル地が他者の所有に歸することの阻止を目標とした「買戻權としてのオオデル權」の趣旨とは、背馳するものではないといへよう。然しその他面において、本來の血と土地との結合は弛められる、寧ろ解き離されて了ふとせねばならない。即ち家産の維持或は農地の不分割世襲を保障する根據としての「本源的オオデル權」からは相隔るところ多いものとならざるを得ないのであつた。しかもこの謂はゞ豫期せざる發展は、外部から加へられた影響に負ふところもあるが、オオデル權自體の展開によつても亦招來されたのである。そしてこの轉化過程が、グウラ民會法律書の作成された頃にくりひろげられてゐたのであつた。多くのオオデル農民がオオデル地との結付きから解かれ、小作農に轉じて、尙彼等は依然として身分的・社會的には自由農民であつた。然しそれは必ずしも經濟的にも不變であることを意味しない。但しこの點に關しては、グウラ民會法律書は何等語るところないのである③。

(1) 貧困化の一因として、相續分割によつて世襲地が細分され、遂に一家の自立を脅かす程に至ることもあつたのではないかと、一應は考へられよう。然し既述の如く、第十一、二世紀の諸威農村は實物經濟の世界である。共同相續人の平等分割の要求があつたとしても、それが家族の生存の基礎を危くする程、嚴密且つ *Rechtlich* に行はれるものではないとせねばならない。従つて貧窮の原因は、謂ゆる土地の零細分割にのみ求めることは出来ない。

(2) Büchner, a. a. O. S. 217.

(3) 本稿において典據とした資料の性質の故に、經濟史的考察の上から重要な箇所も、推定以上に出づることが出来なかつた點が極めて多い。又農民家族世襲農地制についての法制的展開も過誤なしとしないであらう。示教を得、叱正を請ふことが出来るならば幸せである。